

郡山市農業委員会委員候補者選考基準

- 1 この基準は、郡山市農業委員会の委員候補者（以下「候補者」という）の選考に関し、その公平性と透明性を確保するため必要な事項を定めるものである。
- 2 候補者の選考は、郡山市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）において行う。
- 3 選考委員会の委員（以下「委員」という）は、郡山市農業委員会委員候補者推薦書及び郡山市農業委員会委員候補者応募申込書を審査し、各評価項目について評価基準により採点する。

(1) 評価項目は、次による。

| 評価項目 | 内 容 | 配 点 |
|-----------|--|-----|
| 認識・理解度 | 農業情勢や本市農業の現状を理解しているか (営農実績 等) | 10 |
| 識見・経験 | 農業に関する知識、経験が豊富であるか (営農年数、経営耕地面積 等) | 10 |
| 熱意・意欲 | 職務に対する熱意・意欲が感じられるか (推薦理由(応募理由)、抱負 等) | 10 |
| 先見性・創造性 | 自ら先見性・創造性を持って、農業の新たな可能性に取り組んでいるか (各種活動歴、新技術導入 等) | 10 |
| 中立性・指導調整力 | 農家との相談や農地利用最適化推進委員との調整・支援を円滑に行うことができるか (各種役職経験 等) | 10 |
| 合 計 | | 50 |

(2) 評価基準は、次による。

| | |
|-----------|-------|
| 非常に優れている | 10～9点 |
| 優れている | 8～7点 |
| 要件を満たしている | 6～5点 |
| 少し不足している | 4～3点 |
| 不足している | 2～0点 |

- 4 各評価項目の合計点が、原則として50%以上である者を基準到達者とする。

- 5 選考委員会は、基準到達者の中から、農業委員会等に関する法律第8条に規定する任命要件とともに、年齢、性別、地域等を考慮して候補者を選出する。
- 6 定員20名の内、1名を中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者）とする。
- 7 選考委員会の庶務は、郡山市農林部農業政策課において処理する。